

認定訪問療法士 要綱細則 新旧対照表

旧	新
<p>(認定更新の要件および申請手続き)</p> <p>第6条 要綱第10条認定更新は、要綱第9条の期間、継続して会員であることと次に掲げる様式を申請手続き期間に提出する。また、認定更新審査料は、11,000円(税込)とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。</p> <p>2 提出様式</p> <p>(1) 認定訪問療法士申請書(様式3)</p> <p>(2) 本協会主催の学術大会発行の演題発表抄録(学術大会名がわかるもの)の写しを1部 ただし、対象の学術大会は認定訪問療法士の有効期間内のものとする</p> <p>(3) 以下(1から4)から1つ選択し、報告書については協会ホームページにて登録する</p> <p>1 事例報告書 2 事例</p> <p>2 事例報告書 1 事例と活動報告書 1 例</p> <p>3 事例報告書 1 事例と認定訪問療法士更新ポイント報告書 30 ポイント以上</p> <p>4 活動報告書 1 例と認定訪問療法士更新ポイント報告書 30 ポイント以上</p> <p>なお、更新ポイントについては、別に定めるものとする。</p> <p>3 認定更新は、認定有効期間満了日の1年前から申請できるものとし、申請手続き期間は、満了日前年の12月1日から満了年1月末日とする。</p>	<p>(認定更新の要件および申請手続き)</p> <p>第6条 要綱第10条認定更新は、要綱第9条の期間、継続して会員であることと次に掲げる様式を申請手続き期間に提出する。また、認定更新審査料は、11,000円(税込)とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。</p> <p>2 更新要件</p> <p>認定訪問療法士の有効期間内に100ポイント以上取得し、更新ポイント記録用紙とそれを証明する書類を提出する。認定更新を申し込む際に事例報告書または活動報告書は、1度の更新につき合計で2例まで登録することができる。報告書は1例20ポイントとして加算することができる。ただし、審査時に査読を行い、合格した場合のみポイントとして加算される。修正再提出を求められた場合は再提出し、再度審査を受ける必要がある。</p> <p>なお、制度変更移行期間措置として、令和8～11年度の更新者には更新ポイント20ポイント加算する。</p> <p>3 提出様式</p> <p>(1) 認定訪問療法士申請書(様式3)</p> <p>(2) 更新ポイント記録用紙 ポイント記録用紙の提出は必須(ホームページ記載有無についても記録用紙に記載)</p> <p>(3) 演題発表ポイントを使用する場合 各学術大会発行の演題発表抄録(学術大会名がわかるもの)の写しを1部。学術大会名の記載がない抄録の場合は、学会プログラムや抄録表紙など大会名がわかるものを抄録と一緒に提出(ただし、対象の学術大会は認定訪問療法士の有効期間内のもの)</p> <p>(4) 事例報告書もしくは活動報告書を提出する場合 「研修・大会案内」申し込み完了後、ホームページより登録</p> <p>4 認定更新は、認定有効期間満了日の1年前から申請できるものとし、申請手続き期間は、満了日前年の12月1日から満了年1月末日とする。</p>

(附則)

本要綱細則は、平成 25 年 6 月 9 日から施行する。

本要綱細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。

本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

本要綱細則は、平成 25 年 6 月 9 日から施行する。

本要綱細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。

本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。